

期日	班	資料番号
11/24	1	4

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	児童遊園管理事業
担当部課	福祉健康部子育て支援課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名		児童遊園管理費				事業開始年度		昭和40年頃										
上位施策事業名		子育て				担当局・部名		福祉健康部										
根拠法令等		児童福祉法、香取市児童遊園の設置に関する条例				担当課・係名		子育て支援課・子育て推進班										
事務区分		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				作成責任者		篠塚 好明										
実施の背景		昭和40年頃から地域の設置要望により、各市町に設置し、現在25ヶ所を有している。																
目的 (何のために)		児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることにより、児童福祉の向上に資することを目的としている。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	児童（18歳未満）				対象者数（全住民に対する割合）		9,867 人 (12.6 %)										
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施（直営）																
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）																
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）																
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）																
事業内容 (手段、手法など)	<p style="text-align: center;">事業内容</p> <p>地域の子育て支援体制充実のため、地域での子どもの遊び場と保護者間の情報交流の場確保のため、広場、遊具等の児童遊園施設管理等を行っている。 具体的には、維持管理については地域住民に行っているが、一部の市有地で草刈りを行っている。また、定期的に巡回を行い、遊具や工作物の安全点検を行っているほか、専門業者による遊具の点検も行い、危険遊具の把握に努めている。専門業者による点検では、遊具総数82のうち36が使用不可との結果が出ており、安全第一の観点により危険度の高いものから優先的に修繕、撤去を行っている。</p>																	
関連事業 (同一目的事業等)	公園維持管理事業（都市公園・広場・緑地等） 担当課：都市整備課 事業費：平成29年度 55,248千円（修繕料、委託料、土地借上料、工事等） 事業内容：都市公園（市内55箇所）に係る維持管理業務																	
コスト	30年度（予算）		29年度（決算）		28年度（決算）		27年度（決算）											
	事業費合計		1,873 千円		950 千円		348 千円		393 千円									
	事業費内訳 (平成29年度分)		樹木剪定等委託料 153千円 清掃業務委託料 28千円 水道料等 154千円 電気料 40千円 調査委託料 417千円 修繕料 35千円 遊具撤去工事費 119千円 消耗品費 4千円															
	人件費	担当正職員	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計		0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	
総事業費		3,293 千円		2,370 千円		1,768 千円		1,813 千円										
財源内訳	国県支出金		0 千円															
	国県支出金の内容																	
	地方債																	
	その他特財																	
	その他特財の内容																	
一般財源		3,293 千円		2,370 千円		1,768 千円		1,813 千円										
財源合計		3,293 千円		2,370 千円		1,768 千円		1,813 千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		児童遊園管理費			事業開始年度		昭和40年頃	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		一斉点検（直営）			回	2	2	2
		点検（有資格者）			箇所	16	0	0
		遊具修繕			箇所	2	2	5
					/	/	/	
単位当たりコスト	児童遊園管理費	/	児童遊園数	千円	95	71	73	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	安全管理を最重点とし、地域の協力を得て、快適な遊び場としての維持管理に努める。利用者数の把握に努めているが、現在正確な把握が出来ていないため、今後より一層正確な把握に努める。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		事故発生件数			件	0	0	0
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>児童遊園のほとんどが、設置から相当の期間が経過しており、設置遊具の老朽化が進んでいる。専門業者の点検で、多数の遊具が使用不可の判定を受けており、これらについては、修繕または撤去を実施しているところであるが、子どもの数は、年々減少しており、利用頻度の少ない児童遊園も存在していると思われるため、移管や廃園の検討も踏まえながら、修繕していくことが重要と考えている。</p>						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>【旭市】 児童遊園数：29 維持管理：地区（委託料年額20千円を各地区に支給） 点検：年1回 平成30年度予算額：3,645千円 平成29年度決算額：4,200千円</p> <p>【富里市】 児童遊園数 14 維持管理：地区（報奨金年額15千円を各地区に支給） 点検：年2回 平成30年度予算額：880千円 平成29年度決算額：800千円程度） 成田市・神栖市 児童遊園なし</p>						
特記事項		維持管理について、地域住民に協力が得られる方策（主体的に維持管理できる仕組み）を検討する必要がある。						

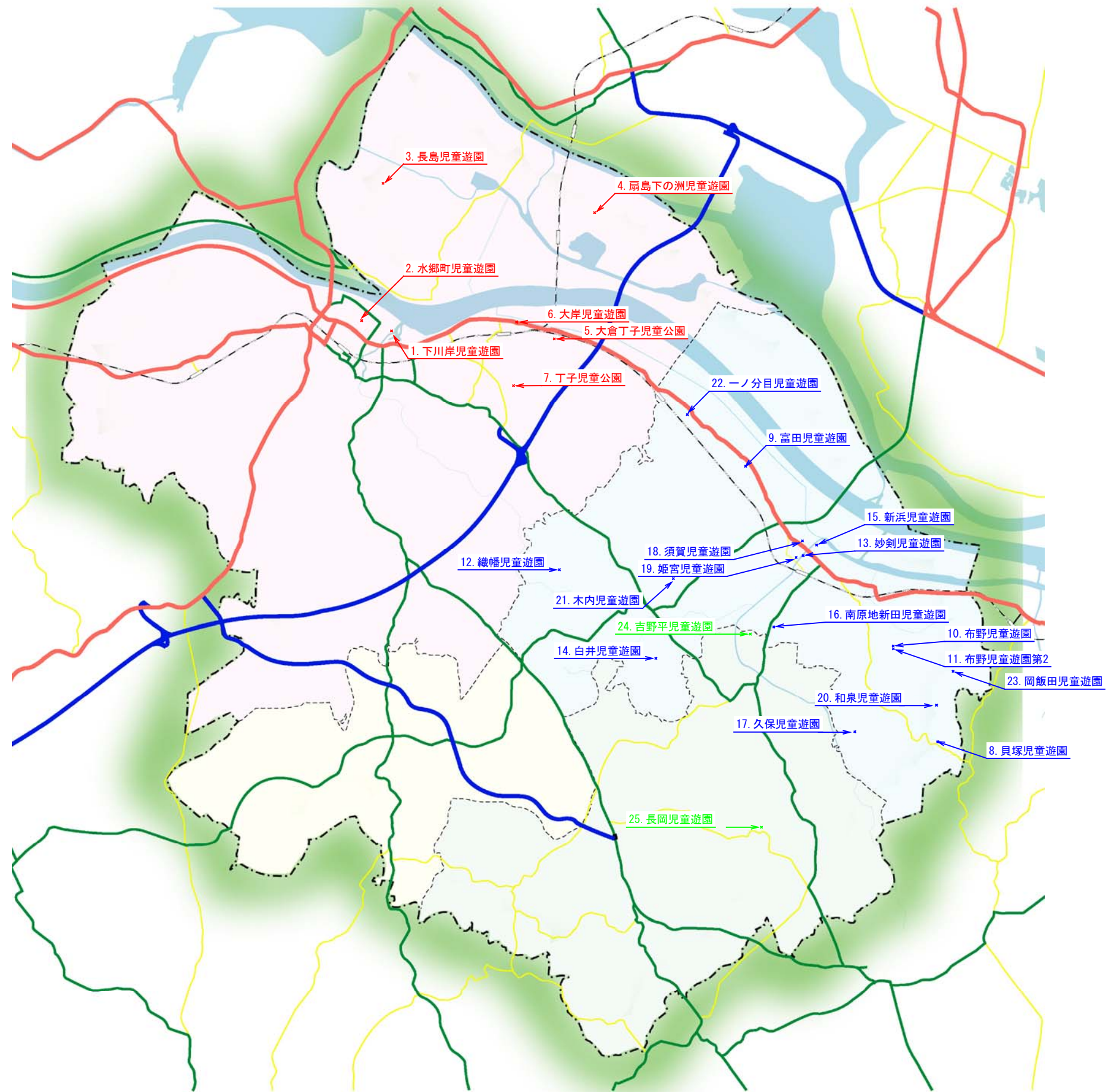
児童遊園遊具施設一覧

No.	名称	面積(㎡)	土地形態	設置遊具																			
				フランク	滑り台	鉄棒	砂場	ジャングルジム	シーソー	雲梯	振動遊具	ネット遊具	複合遊具	ふら下がり遊具	ステップ	藤棚	水飲み	トイレ	フェンス	その他			
1	下川岸児童遊園	1,136.00	市有地	○	○	○				○													
2	水郷町児童遊園	715.00	市有地	4連	2方向	2連				1台											○		
3	長島児童遊園	730.00	借地	4連	2方向	2連															○		
4	扇島下の洲児童遊園	476.00	借地	4連	2方向	3連															○		
5	大倉丁子児童遊園	1,415.35	借地	4連	○																○		
6	大岸児童遊園	730.64	市有地	2連	○																○		
7	丁子児童遊園	519.00	市有地	4連	○	○				○											○		
8	貝塚児童遊園	249.00	借地	4連	○	○															○		
9	富田児童遊園	1,044.62	借地	2連	○	3連										○							
10	布野児童遊園	824.19	借地	2連	○	3連															○		
11	布野児童遊園第2	297.00	借地	2連	○	3連															○		
12	織幡児童遊園	995.00	借地	○	○	○																	
13	妙剣児童遊園	3,130.00	借地	3連	○	3連										○	2台						
14	白井児童遊園	62.00	市有地	4連	2方向	3連															○		
15	新浜児童遊園	297.00	借地	2連	○																土管		
16	南原地新田児童遊園	1,361.98	市有地	2連	○	2連																	
17	久保児童遊園	986.30	借地	2連	○	○															○		
18	須賀児童遊園	1,305.00	借地	2連	○	○																	
19	姫宮児童遊園	710.74	借地	2連	○																○		
20	和泉児童遊園	955.37	借地	○	○	○															1台		
21	木内児童遊園	541.42	借地	2連	○	2連															○		
22	一ノ分目児童遊園	2,300.66	借地	○	○	○															3台		
23	岡飯田児童遊園	626.00	借地	2連	○	○															○		
24	吉野平児童遊園	1,527.00	市有地	2連	○	○															○		
25	長岡児童遊園	1,625.00	借地	2連	○	○															○		
				4連	○	2連															置きソフ		

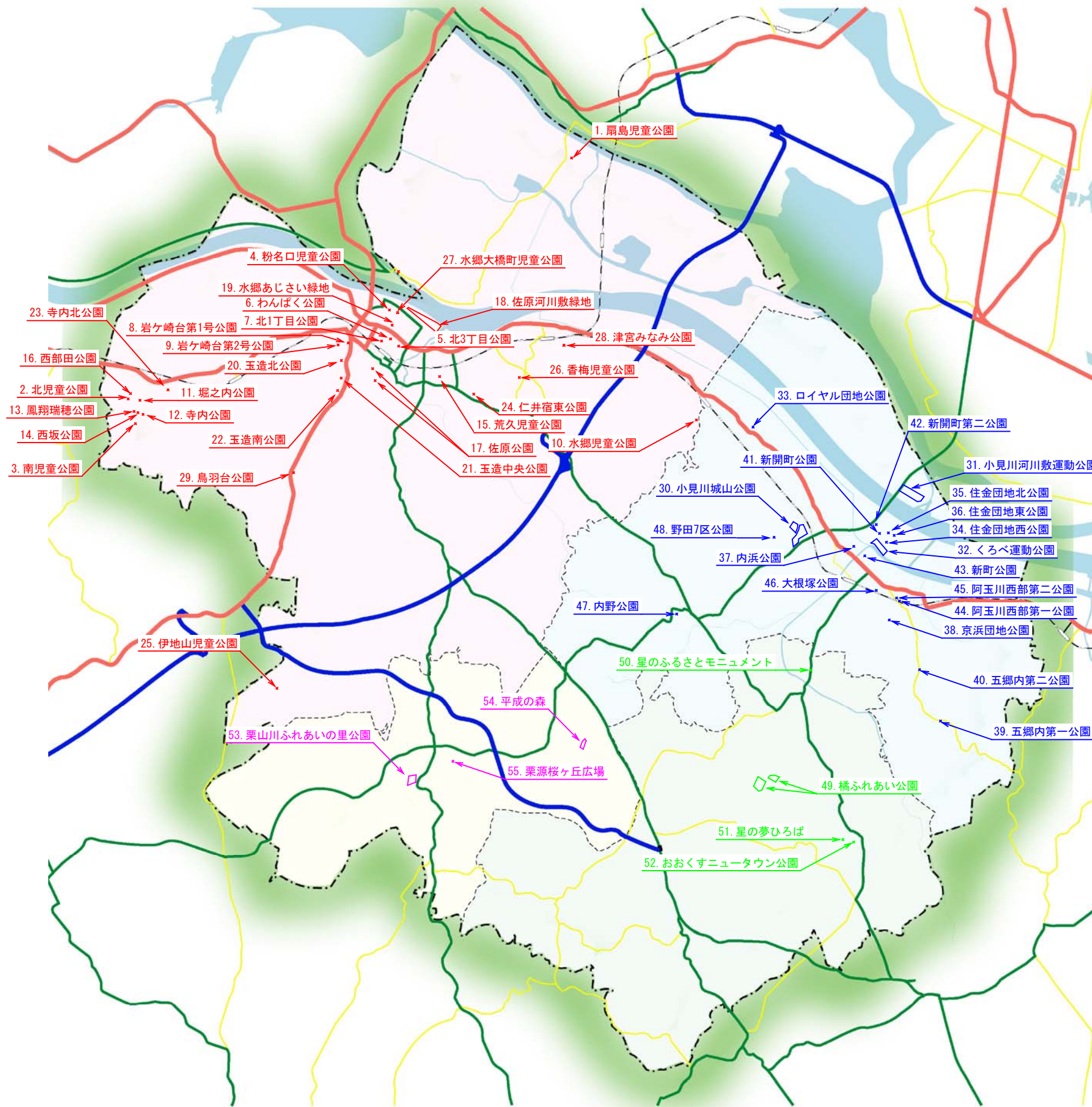
【維持管理】

遊具の保守点検、塗装及び修繕は市が行っている。施設内の清掃及び除草、剪定は地元区が行っている。(一部市有地については、市が除草を実施)

香取市児童遊園位置図



香取市都市公園位置図



香取市児童遊園の設置に関する条例

平成18年3月27日条例第118号

改正

平成22年9月24日条例第20号

平成25年6月21日条例第14号

(設置)

第1条 市は、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童遊園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童遊園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(附属施設)

第3条 児童遊園の附属施設として、便所を設けることができる。

(利用者の保護義務)

第4条 児童遊園を利用する者は、樹木及び施設等を損傷しないように利用しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成22年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取市児童遊園の設置に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第2条）

No.	名称	位置
1	下川岸児童遊園	香取市佐原イ4149番地106
2	水郷町児童遊園	香取市佐原口2028番地
3	長島児童遊園	香取市長島1802番地
4	扇島下の洲児童遊園	香取市扇島1403番地
5	大倉丁子児童遊園	香取市大倉丁子162番地 1
6	大岸児童遊園	香取市津宮4280番地
7	丁子児童遊園	香取市丁子606番地 1
8	貝塚児童遊園	香取市貝塚1995番地
9	富田児童遊園	香取市富田960番地
10	布野児童遊園	香取市布野105番地
11	布野児童遊園第2	香取市布野104番地
12	織幡児童遊園	香取市織幡583番地 1
13	妙剣児童遊園	香取市小見川91番地
14	白井児童遊園	香取市白井462番地 1
15	新浜児童遊園	香取市小見川523番地
16	南原地新田児童遊園	香取市南原地新田570番地
17	久保児童遊園	香取市久保884番地 1
18	須賀児童遊園	香取市小見川352番地 1
19	姫宮児童遊園	香取市小見川166番地
20	和泉児童遊園	香取市和泉984番地 1
21	木内児童遊園	香取市木内1043番地 1
22	一ノ分目児童遊園	香取市一ノ分目995番地 1
23	岡飯田児童遊園	香取市岡飯田482番地
24	吉野平児童遊園	香取市小見1661番地 3
25	長岡児童遊園	香取市長岡1935番地

※ No.欄は、事業仕分け資料用に付記したものであり、本来条例には記載がありません。